

令和8年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和8年3月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
高齢福祉課長	鈴木晃君
地域包括支援センター長	久保田真智子君
地域包括支援センター長補佐	増渕由美子君
保険年金課長	山口浩之君
保険年金課長補佐	中庭裕美子君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
学務課長	仁平秀明君
おいしい給食推進室長	若月一君
おいしい給食推進室長補佐	川嶋進君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議 事 日 程 第 5 号

令和8年3月13日（金曜日）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 諮問第1号 審査請求に関する諮問について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 諮問第1号 審査請求に関する諮問について

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番石井 栄君、15番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番、日本共産党林田美代子です。議長の許可が下りましたので、一問一答方式で質問いたします。

最初に、大項目1、健やかで尊厳ある老後を・・・高齢者の「孤独死」をゼロにいたします。

2024年、独りで暮らし、自宅で亡くなった人のうち、76%は65歳以上ということです。年齢が高くなるほど、多い傾向にあります。警察庁の初めての集計結果が分かりました。政府はこのデータを基にして、孤独死、孤立死を生まないための孤立・孤独対策に必要な政策を検討するといわれています。

高齢者ということは、長い間社会経済の発展のために尽くしてこられた功労者でもあります。最後の最後まで尊厳し、大切にされなければならない存在です。ほかの全ての人と同じように、医師にみとられて尊厳ある終末を迎える権利があります。次世代の人たちにとっても、高齢者が大切にされる社会であってこそ、未来、夢と希望を持って伸び伸びと生きることができると思います。孤独死、孤立死といわれるような現状をなくしていかなければなりません。

今回の質問によって、高齢者に関わるこれからの状況を背景にして、笠間市一人一人の暮らし、高齢者の孤立死の現状と笠間市の孤立死を防ぐために取り組み、現状としてこそ、そして孤立死をゼロにするための今後の対策について明らかにしていきたいと思います。

小項目①に移ります。

全国的にも高齢者の割合が大きくなり、孤立死のおそれのある高齢者の単身世帯の増加が見られていますが、笠間市における令和7年度までの過去5年間の高齢者単身世帯、高齢者のみ複数世帯数の推移はどのような状況か、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

市では、毎年実施しております民生委員による社会調査によりまして、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の把握を行っております。

単身高齢者は、10年前の平成27年度において1,883世帯、令和7年度では3,270世帯となっており、10年間で約1,387世帯増加しております。また、高齢者のみ世帯数につきましては、10年前の平成27年度において1,941世帯、令和7年度で3,031世帯となっており、10年間で1,090世帯増加している状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市は、今後の高齢者及び高齢者単身世帯数の動向をどのように見えていますか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市の高齢者福祉計画などにおいては、独り暮らし高齢者の推計、これを正確に行っておりませんが、国が公表している高齢者白書において、全国の独り暮らし高齢者の推計を行っております。

この推計を参考に、市の独り暮らしの高齢者数を推計しますと、令和12年度で約3,600人、令和22年度では約4,900人と、今後も増加傾向が続くものと見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） だんだん増えていくことが推測されました。

次に、小項目②に移ります。

笠間市では、今後、高齢者の割合、高齢者単身世帯の数が増えると予測されました。そうすると、ますます独り暮らしの高齢者の孤独死の問題が心配になってきます。

その前に、「孤立死」とはどのようなことなのか、定義を確認したいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 孤立死につきましては、これまで明確で統一的な定義がなく、行政機関や自治体、あるいは研究者ごとに様々な定義づけ及び類義語が用いられている状況でございます。一例を申し上げますと、令和7年4月の国の孤独死・孤立死ワーキンググループにおいては、誰にもみとられることなく死亡し、かつその遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の様態として概念的定義を定めた上で、孤立死の推計を行っている例がございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目③に移ります。

既に述べましたが、人間は誰一人漏れなく、尊厳をもって最期を迎える権利があります。その考え方は、日本国憲法に定められたりします。孤立死をなくしていくためには、一人一人がどのように孤立という状況に陥ってしまったのか実態をつかみ、その結果、孤立死を防ぐための自治体の対策、立案実行のために生かす必要があります。

笠間市は、「孤立死」の実態を把握する必要があると思います。どう捉えていますか、

お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 孤立死の実態把握の必要性につきましては、今後も高齢化の進行や単身高齢者世帯の増加に伴い、孤独・孤立の問題や孤立死の増加については、市としても懸念をしているところであります。

これらの対策を強化していく上でも、孤立死についての実態把握は重要であると考えております。また、これらの取組を進めるに当たっては、定義を明確化するとともに、警察や消防、医療機関など関係機関と連携しながら、情報の収集等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目④に移ります。

これは誰にもみとられない、あまりにも痛ましいことですが、今後のためにあえて質問いたします。

笠間市では「孤立死」者数の推移はどのようになっているか、令和6年度の過去5年間、性別、年齢分布状況を注目すべき特徴があれば、その内容についても伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市における孤立死者数の推移とその特徴でございますが、独り暮らしをされている高齢者などの生活の様子に異変が見られた場合など、市に情報提供があって対応したケースのうち、結果的に亡くなられていた方は、今年度を含め過去5年間で40ケースございました。

この40の事例でお答えさせていただきますと、まず性別では、男性が38名、女性が2名、また年齢別では、60歳から69歳が5名、70歳から74歳が9名、75歳から79歳が12名、80歳から84歳が5名、85歳以上が9名となっており、男性の事案が圧倒的に多くなっております。これは、昨年4月に孤独死・孤立死の実態把握に関するワーキンググループが行った、全国の孤立死の推計結果と同様の特徴であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 本当に悲しく、残念なことと思います。市民があってはならない実態に陥らないよう、国、自治体、市民が努力しなければならないと思います。

次に、小項目⑤に移ります。

笠間市における「孤立死」された年齢の経済的状況や医療、介護の利用状況など、生前に生活実態の亡くなった原因などを調べているのでしょうか。調べている場合、その調査内容、結果はどのようなものだったのでしょうか。また、その状況をどのように孤立死対策のために活用していますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者の孤立死の原因などの実態の調査、それから活用、

そういったことについての御質問でございますが、まず独り暮らしで生活されている方については平常時の見守りということで、本人の経済状況、交流状況も含め、様々な情報収集は行っているところでございます。

また、高齢者の方が自宅で亡くなった場合、その状態で発見されたときには、警察による現場検証によって事件性の有無が確認されまして、その後医師による検案が行われます。検案書の内容から見ますと、死因は病死が最も多く、大半の方は急病により亡くなられているものと推測しております。

また、これらの結果を踏まえ、本市で実施している独り暮らし高齢者の緊急通報の仕組みである見守りあんしんシステム事業の対象者の要件として、要介護認定を受けていない方であっても過去に脳血管疾患や心疾患などの既往歴がある方も対象とすることで、持病の急変等に備えていただけるよう、制度運用を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑥に移ります。

孤独死は、自助努力だけでは防ぐことができません。住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の、孤独死に対する役割は重要です。

高齢者の「孤立死」を防ぐためのこれまでの取組の内容と実績はどのようになっていますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者の孤立死を防ぐための取組、主なものについてお答えさせていただきます。

まず、市では、緊急通報装置を高齢者へ貸与する、高齢者見守りあんしんシステム事業を実施しております。この事業は、自宅での急病やけがなどの緊急時にボタン一つで即座に通報できるものであり、またコールセンターから月に1度の安否確認コールを実施しており、連絡の取れない利用者については緊急連絡先への通報などにより、対応しております。令和8年2月現在、168名の方に御利用いただいております、このシステムを通じ、年間20件以上の救急搬送がなされております。

また、市内で活動している事業者と高齢者等要援護者の見守り活動への協力に関する協定を締結し、日頃の業務において、例えば新聞や郵便物がたまっていたり、届けた食材等がそのままになっているなどの異変があれば、市に通報いただく見守り活動に御協力をいただいております、現在市内90事業所と協定を締結しております。協力事業所からの過去5年間において市への通報件数は14件となっており、緊急連絡先への連絡や警察、消防との連携により、安否確認等の対応を実施しております。

また、民生委員の訪問による安否確認やふれあいサロンなど通いの場への支援を行い、高齢者の社会参画を進めることにより、孤独・孤立の予防に取り組んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑦に移ります。

「孤立死」を防ぐために、これまで笠間市の取組をどう評価していますか、お伺いいたします。評価です。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） これまでの取組の評価ということで、先ほどお答えいたしました、見守りあんしんシステムや見守り活動の協力機関などの協力により、誰にもみとられずに亡くなる方の抑止や死後相当日数を経過してから発見されるような事例の防止には、一定の効果を得ていると考えております。

また、市への連絡はこれらの事業だけではなく、民生委員や近所の方、友人の方からの連絡も多く、改めて人と人とのつながりが大切であると感じているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） これまでの取組は孤立死の予防というよりも、亡くなった人の早期発見のような見守りに力を入れているような傾向を伺えます。孤立死をなくす方向に向かって、ぜひいていただきたいと思います。

それから、ここには私入れてないのですけれども、これにはお金が必要でしょうか、このシステムを利用するとき。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者見守りあんしんシステムにつきましては、利用料、これは本人の介護負担の所得に応じて利用負担をいただいているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 分かりました。これまでの取組は、孤立死の予防というよりも、亡くなった人の早期発見、見守りに力を入れた傾向がやっぱり見られます。孤立死をなくす方向に向かっていただきたいと思います。

次に、小項目⑧に移ります。

国は、令和6年4月1日から孤独・孤立状態となることの予防、孤独・孤立状態にある者への迅速かつ適切な支援を行い、それをぜひもっと内容を孤独・孤立対策の取組をスタートしていただきたいと思いました。そのための国、地方公共団体の責任などが決められています。この法律によって、高齢者を含めた市民の孤独死・孤立死の根絶につながるよう期待しています。

また、それとは別に、厚労省は身寄りのない高齢者の支援のため、新事業を創設し、社会福祉法という改正を準備していると伝えられています。孤立死の要因の一つと貧困問題は、とても関連があると思います。公共サービスの利用が十分できなくなるという社会的孤立が、孤立死につながっていくのではないのでしょうか。これは、行政の力で防ぐことができると思います。高齢者の「孤立死」を防ぐためのこれからの笠間市の取組に、期待し

たいと思っています。

次に、独り暮らしの高齢者はほとんど自宅に住まわれていますので、孤独・孤立を防ぐために、特養老人ホームの増設とか入所状況の拡大を併せて進めていながら、在宅で医療介護対策を拡充させていただきたいと思います。

その上で、所得の低い人たちには、例えば医療制度では、健康保険税の今以上の減免措置の実態、滞納所帯の人への受診料の減免措置などが挙げられます。医療機関の窓口10割負担になるような、特別療養費支給制度をやめることも必要だと思えます。

また、高齢者福祉介護制度は、住民税非課税者から保険料を取らない、未納の方、滞納の方に対しても制裁措置をやめることなど、介護サービス利用料を取らないことなど、保険給付の上限を撤廃したり、介護従事者の待遇改善は全額国費で行ってもらいたいと強く思えます。ぜひ、実施を早急にさせていただきたいと思えます。これらの施策によって、孤独死をもたらす大きな要因を取り除けばできると考えます。検討させていただきたいと思えます。

私たちは一生涯いろいろな時期、場面で、必ず他人の助けが必要となってきます。ですから、一人一人が当たり前のこととして、安心して人に頼って生きることができる社会にするような政治の責務もあると思えます。そういう意味で、近年、国の責任や公助が後ろの方に引いて、自己責任とか自助努力とかより強調されていることが、国民の意識の孤立感に向かって、やがて孤立死に至っているというような痛ましい結果が生まれていると思えます。大変残念なことだと思えますが、ぜひ改めてさせていただきたいと思えます。

次に、大項目2……。

○議長（畑岡洋二君） 小項目⑧の答弁は……。反問、確認してください。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 小項目⑧の市の取組についての答弁は、よろしいのでしょうか。

○11番（林田美代子君） ちょっと待ってください。抜かしましたかね。

では、よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 答弁できますか。

では、保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 小項目⑧の高齢者の孤独死を防ぐ市のこれからの取組についてお答えをいたします。

高齢者の孤立死を防ぐために、いわゆるそういう状態を防ぐということで、見守り体制の強化が重要であると考えております。

その視点から、現在実施している高齢者見守りあんしんシステムの利用促進、協定事業所のさらなる拡大などに取り組んでまいります。また、地域住民のお互いの声かけや支え合いも同様に重要でございまして、独り暮らしされている方御本人についても万一に備え、平常時から近隣との交流に心がけていただくことを呼びかけるなど、地域での支え合いの

体制の一層の充実を図り、孤立死といわれるような状態で亡くなる方がいなくなるよう、取組を進めてまいります。

また、先ほど議員のほうからもありましたが、昨年から本市においては独り暮らし高齢者の安心サポート事業というような事業も始めておりますし、来年度からは高齢者に限らず孤独・孤立を防いでいくような協議体の発足も予定をしております、総合的に孤立死を防ぐような取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） とても期待できることだと思います。よろしく願いいたします。

そこで今度は、大項目2、健やかで尊厳ある老後を・・・高齢者を認知症から守るために移ります。

認知症から高齢者を守るということで、政府が発行する資料によりますと、高齢者は様々な病気により脳の健康細胞の働きが徐々に変化し、認知機能は記憶、判断力などが低下して社会生活に支障を来すということです。一度かかると完治はなかなか、重症化すると人間の尊厳を保つことができなくなるという難病です。

認知症になる原因についてはまだ明確な答えは出ていませんが、現在、老化、頭のけが、病気、生活習慣病、長期的ストレスや鬱、難病などが考えられています。一部に治療薬が使用されているということも、治療法は確立されていず、日常生活の予防と状況を軽いうちに早期発見に頼らざるを得ない状況にあるということです。

今回は笠間市の認知症の発症の状況や認知症予防対策と現状を明らかにし、加齢性難聴者に補聴器購入費の助成を求めることを目的としました。それが質問の目標でした。

最初に、小項目①に入ります。

認知症は誰もがなり得るものと認識する下で、令和7年には全国で700万人、65歳以上高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。笠間市の状況はいかがでしょうか。

笠間市の過去5年の認知症の発症状況と今後の見通しについて、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市では認知症の判断基準として、要介護認定時における指標である認知症によって生活への支障が顕在化し、誰かの注意や介護が必要となる状態である認知症日常生活自立度2以上の方を認知症高齢者としており、第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画において、その推移をお示ししております。

それにより過去5年間の認知症高齢者数を申し上げますと、令和2年2,305人、令和3年2,286人、令和4年2,415人、令和5年2,512人、令和6年2,571人と推移をしております、増加傾向でございます。また、今後の推計では、令和8年には2,663人となり、高齢者人口の約11%を占め、さらに団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年には3,124人になると見

込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 増える傾向にあるのは笠間市だけではございませんけれども、認知症の方が増える傾向ということで、認知症の方の介護と予防対策がますます大切になっていくと思います。

年齢階層別では、高齢者の階層の方が発症しているのでしょうか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 答弁できますか。

保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 認知症の発症率については、やはり後期高齢、年齢を重ねていくごとに発症率が高くなっているような傾向がございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目②に移ります。

小項目①の結果から、認知症対策とその予防がますます重要であることが分かります。

今年度は、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2年目に当たります。第9期の最初の年、令和6年度の認知症に特化した予防事業として、笠間市は、1、認知症予防の推進、2、早期発見・早期対策に向けた体制の充実に取り組んでいますが、その具体的な内容と実績について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市の認知症予防対策といたしましては、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による孤立解消などが発症を遅らせたり、進行を緩やかにすることが示唆されていることを踏まえまして、様々な視点から予防対策に取り組んでおります。

昨年度の主な取組と実績を申し上げますと、地域の住民の社会参加や介護予防等を目的に実施している運動教室であるスクエアステップ教室には延べ1万9,385人、シルバーリハビリ体操には延べ1万5,823人の方が参加しております。また、市内介護事業所と連携し、広く市民を対象とした認知症予防教室について、運動機能、栄養、口腔などの内容を複合的に盛り込み、数か月継続して開催することで認知機能低下防止を図っており、延べ113人の参加がございました。

また、さらに高齢者を対象とした検診で認知症発症のリスクが高いとされた方には、筑波大学と連携した認知症予防教室において脳を活性化させるトレーニングを実施しており、4か月で11回開催し、参加者数は延べ183人でした。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 認知症の予防効果が認められていると実感することがありますでしょうか。きっと、参加してそこに来られる方は運動したり、食事の指導をしたり、一般的な介護予防に、認知症予防効果が認められていると思います。ただ、ここに参加す

る方はいいかと思えますけれども、なかなか参加するということまでいかない方がいらっしやると思えます。そういう人もぜひ参加するような課題をいろいろ考えていただいて、予防効果を進んで受けていただくような状況をつくっていただきたいと思えます。

認知症の対策事業の効果は評価できると思いましたがけれども、高齢者の聞こえチェックはいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 反問いたします。

認知症予防対策事業の効果、それから評価方法の御質問のお答えはよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 林田議員、確認いたします。

今、小項目②認知症予防対策事業とその実績の項目だと認識したのですがけれども、今の話ですと小項目④高齢者の「聴こえ」のチェック実施状況の話まで飛んでしまったようなことになって反問が出たのですがけれども、その辺を整理してください。お願いいたします。

○11番（林田美代子君） それでは戻ります。

小項目④が抜けていましたので、ここをやりたいと思えます。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 小項目②ですよ、今。

○11番（林田美代子君） 小項目②と小項目③、④に続けていきたいと思えますので、小項目②をお願いします。終わり。

では、小項目③、④に移りたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） それでは、小項目③、認知症予防対策事業の効果、それから評価方法についてお答えをいたします。

認知症予防対策に取り組む上では、科学的根拠に基づいて運動、食事、睡眠、社会活動、ストレス管理などの生活習慣の改善を図ることが効果的であるとされておりまして、それらを柱として予防対策を実施することで認知機能の低下を遅らせたり、認知症の発症リスクの軽減などの効果が期待されております。

これらを踏まえまして、認知症予防事業の効果につきましては単一の指標ではなく、複数の視点から総合的に評価することが重要と考えており、本市では認知症予防対策事業の効果を二つの方法で評価しています。一つは、事業開始前と終了後にデジタルツール等を用いて参加者の認知機能評価を行い、それを比較することで事業プログラムの効果を検証するものでございます。また、二つ目は、参加者の健康感や活力、心の健康など、主観的な評価や身体機能、社会活動への参加状況などを測定し、維持・改善割合により効果を評価しております。

さらに、参加者数の推移や参加率、実施回数により、各事業の量的評価及び関係機関との連携状況や他の施策への波及効果を見ることで質的評価も行っており、今後もこれらの結果を踏まえ、より効果的な認知症予防事業の検討、実施に努めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 予防と認知症になることを遅らせる、認知症になっても進行を遅らせるというような定義されていますが、これは効果が現れるまで長い時間が必要だと思います。比較対象や評価基準ははっきりしていない、それが曖昧で分かりにくいと思います。また、予防事業に参加しない人、参加できない人たちをどのように事業に参加させていくかということが課題かと思います。

次に、小項目④に移ります。

2024年8月、世界の医学界で最も影響のある雑誌の一つに「ランセット」があります。認知症予防に関する最新の報告書を発表し、その中で認知症を予防するための今すぐ対策を始めるべきと、20年続いて1位に選ばれたのが難聴でした。難聴は、脳への刺激を減らし、社会的孤立を招くことの最大の要因の一つと位置づけられています。難聴は30歳頃の中年期から始まって、なかなか気づかないうちに、テレビの音が大きい、聞き返したりということを周囲の人の指摘で気づかされる現状です。そのことは、症状が相当進んでいます。聞こえのチェックは、難聴の始まる早い時期から実施する必要があります。

笠間市の健康診断とか、通い場における高齢者の聞こえのチェック状況はどのようになっていますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者の聞こえのチェック実施状況についてお答えをいたします。

市では、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の取組において、高齢者の通いの場の支援として、地域の高齢者クラブやコミュニティサロンなどで保健師等による講話や健康相談を実施しております。

令和6年度からこうした機会を活用し、難聴の早期発見につなげるため、聞こえのチェックを実施しており、チェック項目の該当箇所が多い方に対しましては耳鼻科等への受診相談を進めております。

昨年度の実績といたしまして、市内各地において年間で計37回、延べ人数366人、また今年度は2月末日現在で延べ27回、336人に対し、聞こえのチェックを実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 第2次笠間市健康づくり計画でも、聴力については全く触れていません。健康づくり計画で不十分です。聴力チェックを簡単にできるもので提案されています。30歳代の中年期から意識的に実施し、専門医の診断をつなげるよう、これからも周知啓発を必要にしていきたいと思います。

国の令和8年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関わる評価基準に、難聴高齢者の早期発見・早期介入に関わる取組が加われています。これは、高齢者難聴の普及啓発や早期発見の取組の内容として、次の質問項目とも強く関連してい

ます。よく読んで、検討していただきたいと思います。

次に、小項目⑤に移ります。

先ほどの「ランセット」報告では、難聴のある人が補聴器を使用すると脳の刺激を増やし、社会的孤立を解消することから、認知症機能の低下がある程度抑えられる効果を期待していることが示されています。それは、難聴の早期から使用すると、さらに効果が上がるとされています。日本は加齢性の難聴者への補聴器購入の公的助成制度が近年進んでいますが、まだまだ不十分のため、補聴器を使う文化が広がって定着するまで、ぜひ頑張りたいと思います。

また、補聴器は性能によって価格の開きがありますが、大変高価なものもあります。所得の低い人になかなか手が届かないのが現状です。

加齢性の難聴への補聴器購入の公的助成の実施を求めます。見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 難聴によって日常生活におけるコミュニケーションに支障を来すことは、国においても認知症の危険因子の一つとされております。加齢性難聴の症状のある方が医療機関において適正な診断を受け、必要に応じて補聴器を使用することは、安心安全で健やかな生活を送ることにつながり、有意義であることと考えております。

御質問の補聴器購入費用の助成については、加齢による聴覚機能の低下は広く高齢者全般の健康課題でありますので、国における制度設計などの取組が必要であると考えており、本市単独での助成について実施する予定はございません。

また、本市における加齢性難聴の対策といたしましては、先ほど答弁いたしました地域へ出向いての聞こえのチェックの実施に加え、令和8年度からは健診の空き時間等を活用したチェックシートの活用など、より多くの高齢者の方を対象にいたしまして、御自身の聞こえづらさに早期に気づき、対応していただくことの重要性をしっかりと周知し、医療機関の受診につなげる取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 補聴器助成の自治体での普及状況は、2025年12月10日現在、548市区町村、44都道府県に及んでおり、2022年に比べて5倍近く広がっております。

笠間市は、既に子どもの軽度・中度難聴者への補聴器制度の支援が実施されております。全国でも数少ない先進的な自治体です。これに、さらに加齢性難聴を対象に加え、全世代に助成制度を拡充していただきたいと思います。介護・認知度対策の関わる生活費、社会費用と比べれば、補聴器助成の費用は微々たるものではないでしょうか。さらに検討していただきたいと思います。

基本的人権を享受する個人一人一人が大切にされ、幸せが実感できる笠間市、笠間に住んでよかったと実感できる笠間を実現していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問に先立ち、パネル掲示の許可を議長に求めたいのですが。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、四つの大きな質問がありますけれども、大項目1、市民の願い学校給食費無償化への計画についてに入ります。

小項目①、重点支援交付金での今年1月から3月の学校給食費無償化事業について、伺います。

支給金額、それから支給対象人数についてお伺いをいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

今年1月から3月の学校給食費無償化事業でございますが、内容につきましては今回大関議員の一般質問の中でお答えしたとおり、国の重点交付金を活用し、給食費を負担する保護者への支援として、3か月分の給食費相当額1万5,000円を給付する事業でございます。

対象の児童生徒数は4,037人を見込み、給付時期は、納付状況の確認を3月下旬を目途に保護者の給食費引き落とし口座へ振込により給付する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまお話があったように、小中学生1人当たり1か月分5,000円、3か月分ですから1万5,000円を支給する事業として始まったものであります。

経過といたしましては、12月4日に共産党市議団が市長宛ての市民の声を届け、要請書を提出し、学校給食費無償化の実現、当面1月から3月までの無償化を求めました。事実結果として、議会最終日12月12日に提出された補正予算によりまして、1月から3月までの無償化が決定されました。市民の皆さんからは「無償化になってよかった」「助かります」との声を受けました。市民の声が市政に届いたことを実感いたしました。

次に、小項目②に移ります。小項目②、小学校給食費無償化事業。

この事業の対象者と人数について、お伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 先ほどの1月から3月までの給食費無償化事業でございますが、こちら国の重点交付金の交付が決定したことから、市の施策として行ったものでございます。

次に、小学校給食費無償化事業の対象生徒数でございますが、大変失礼しました。

対象児童数としましては、3,151人を予定してございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 要保護・準要保護については、どのような扱いになるのでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 令和8年4月からの国の交付金の対象となる要保護・準要保護の取扱いでございますが、大関議員にお答えしたとおり、要保護についてはこれまでの国の制度により支援されることとなります。準要保護につきましては、今回の新たな交付金の対象となる予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、この事業の財源というのは、どこから幾ら交付になるのでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 国と県が2分の1ずつ負担することによりまして、1億8,023万7,000円を見込んでおります。

ただし、この県交付金につきましては、国から交付税措置がされることとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 1人当たり月額5,000円の半額2,600円が国から地方交付税交付金として、それから国からの原資で県から2,600円が年間11か月分交付されるものと、このように受け止めております。

それでは、市の学校給食費負担軽減事業では7,604万4,000円が予算化されていますが、その用途を簡潔に説明願います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 先ほどの国からの交付金でございますが、私のほうで国からと申しましたが、自治体に対しては県から全額来ることになりまして、県の裏負担として国が半額持つというような形になっております。

御質問の負担軽減につきましては、今回の交付金と中学校の給食費を合わせても賄えな

い食材費の高騰分を市が支援して、給食の質と量を、また保護者の負担軽減を図るものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 笠間市の場合には、物価の値上がりに対しては市学校給食費負担軽減事業費7,604万円を活用するということですので、5,200円を上回る費用を給食費として保護者から徴収することがないと思います。小学生の給食費は、実質無償化になります。

今回の措置で、学校給食費の給食費は保護者負担とするという条文は、給食費無償とするという改正はなされていないため、自治体によっては小学校給食費の追加徴収もあり得るということですか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 自治体によりましては、そういうケースもあるとは思いますが。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 笠間市の場合は物価高騰による追加徴収などがなく、給食の質を維持して学校給食を続けていくということですので、実質的な無償化となるということを確認したところであります。

それでは、小項目③、第三子給食費無償化事業についてお伺いいたします。

第3子給食費無償化事業には228万7,000円が措置されておりますけれども、この対象、人数、実施時期について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 令和8年4月からの第3子無償化事業でございますが、対象は、中学生の見込み人数は生徒のみ45人を見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 第3子給食費無償化事業を今年も継続するというような御発言を伺っておりますけれども、今のお話ですと、対象は中学生で、45名の中学生がその対象になり、今年4月から実施ということになると、そのように伺いました。

それでは、昨年12月にも第3子無償化事業というのが継続されておりましたので、昨年12月の第3子給食費無償化事業の実績をお伺いします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） おいしい給食推進室長若月 一君。

○おいしい給食推進室長（若月 一君） 昨年の重点交付金で無償化になった第3子給食費無償化事業に該当して無償化になった人数でございますが、児童323名、生徒42名、合わせて合計365名となります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 昨年12月の実績としては、小学生323人、中学生42人、365名で、今年の第3子無償化事業で対象になるのは、先ほどのお話によりまして中学生45名という

ことですので、この無償化事業に関しては昨年の実績を見込みますと、320名分あたりが予算的には負担が軽減になるということと受け止めています。

それでは、小項目④、中学校給食費第一子からの無償化について、お伺いをいたします。

中学校給食費4月からの実施は、現時点では計画がない状況であります。4月からは、1人当たり月額4,620円の給食費用を納付することになります。

仮に中学校の給食費を無償化するとすれば、これに必要な費用は幾らになるか、概算でも結構ですので、お願いをします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 給食費のみでございましたらば、およそ8,500万円という計算になります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 中学校の給食費無償化のために必要なお金は8,500万円だと、このようにお伺いをいたしました。

給食費無償を求める会の皆さんと中学校給食費無償化を求める署名に私ども協力させていただきまして、年末年始にもかかわらず短期間に多くの署名が集まりまして、今年1月中旬に市長宛てに市民署名を届けてきましたよと、このようなお話を伺っております。

中学校給食費が4月から無償になるのではないかと市民が期待しておりましたし、現在も期待をしております。現在予算化されておられません、無償化に踏み出すとすれば、4月からの開始では約6,200万円、9月からでは約5,400万円になります。

さらに、県では、国から交付された物価高騰対策重点支援地方交付金が、私どもの調査では2月中旬時点で約20億円あるとお聞きしております。それを仮に県内44市町村への単純割りにしますと約4,500万円、2025年学校基本調査による中学生数割合で市町村別に配分すれば、笠間市には約5,200万円となる計算となりました。財政負担から考えますと、市負担はほとんどなく、実施は可能だと考えます。県に要請して、9月からの実施を検討することはできないでしょうか。

近隣の市町村の多くでは、今年4月から小学校の給食費無償化に加えて、中学校の給食費を無償にするところが増えております。この近隣でも、四つの自治体が完全無償化に踏み出してあります。この機会に中学校給食費の無償化により、完全給食費無償化を実現してほしいというのが市民の願いです。

これについて、答弁を求めます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 県の交付金につきましては存じ上げておられません、本市ではこれまで幾度か答弁してきたとおりでございます、国の施策による無償化以外の予定はございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私の提案ですけれども、考えれば考えるほど大変よい提案だと思っております。市民の声を反映する市政運営としてこの提案をよく検討されて、年度途中からでも実現につないでいただけますようお願いをいたしまして、次の大項目2に移ります。

大項目2、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の市民負担増ではなく、軽減のために。

大項目2に関してですが、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の値上げが計画されております。値上げにならないように、その影響が市民負担につながらないようにしたいと思い、質問をいたします。

小項目①、国民健康保険被保険者の所得階層別の世帯数、後期高齢者医療保険被保険者の所得階層別の人数をお伺いいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者の所得階層別の人数についてでございますが、まず国民健康保険につきましては、世帯数でお答えをさせていただきます。令和8年2月末現在で加入世帯数1万1,872世帯のうち、50万円未満は6,359世帯、50万円以上100万円未満は1,192世帯、100万円以上200万円未満は2,103世帯、200万円以上300万円未満は1,163世帯、300万円以上は1,055世帯となっております。

続きまして、後期高齢者医療保険につきましては、令和7年9月末現在で被保険者数1万3,554人のうち、50万円未満は8,310人、50万円以上100万円未満は1,475人、100万円以上200万円未満は2,682人、200万円以上300万円未満は664人、300万円以上は423人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいま答弁をいただきましたけれども、これを表にしますとこのようになります。こちら右側の、私から見て右側、向こうから見ますと左側になりますかね。所得階層別世帯数、国民健康保険被保険者世帯数、今説明がありましたように、総所得が50万円未満は6,359世帯、世帯数の53.6%になります。それから、50万円から100万円未満が1,192世帯、10%になります。

これ見ても分かりますように、100万円未満の世帯が1万1,872世帯のうち、63.6%も占めております。同時に所得階層別、こちらは後期高齢者医療保険被保険者の人数ですけれども、50万円未満が8,312名で59.9%、50万円から100万円未満が1,475人、10.9%、100万円未満の方が全部で70%を超える状態になっており、国民健康保険被保険者の世帯、それから後期高齢者医療保険被保険者は低所得者が非常に多いということが、改めて確認できたところです。

小項目②に移ります。2026・2027年、令和8年・9年度後期高齢者医療保険料値上げ方針、この概要ですが、簡単に御説明をお願いします。簡単に結構です。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 茨城県広域連合から示されております2026・2027年度の後期高齢者医療保険料値上げ方針概要について、まず後期高齢者医療保険料率は都道府県単位で計算され、法律に基づき2年ごとに見直されるものでございます。

令和8年・9年度の後期高齢者保険料の算定に関しましては、近年の被保険者数の増加や診療報酬の改定に伴う医療費の増加、子ども・子育て支援金制度の施行などを踏まえ、県広域連合において国から示された料率改定に係る数値等を基に保険料の算定を行ったところ、保険料率が現状より増加する結果となったものでございます。

また、保険料率の試算に対し、国は当広域連合に対し43億円の余剰金の活用を示しましたが、当連合では示された額以上の50億円を活用するとともに、低所得者に対する均等割保険料について、これまでの7割軽減を令和8年度・9年度につきましては7.2割軽減に引き上げ、低所得者の負担をさらに軽減し、保険料の急激な上昇を抑制していくこととされております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その評価については続きで質問をいたしますけれども、今説明を受けましたけれども、値上げ方針の内容については納得できるものではありませんけれども、後期高齢者医療保険料の現行額と、改定後の令和8年・9年の保険料額と引上げ額、その内訳について、1人当たり年額平均で説明をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保険年金課長山口浩之君。

○保険年金課長（山口浩之君） ただいまの御質問でございますけれども、後期高齢者の保険料につきましては県広域連合が決定するものでございまして、令和8年度分の個人ごとの保険料につきましては本算定前の現段階では示されておられませんので、当広域連合の試算の資料にてお答えをいたします。

その資料によりますと、1人当たりの平均年税額は、令和7年度については7万7,805円、令和8年度につきましては子ども分を含めまして8万7,986円で、1万181円の増になるというものでございます。また、その増額分の内訳でございますけれども、従来の医療分が7,735円、新たな子ども分が2,446円となるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、所得か収入で階層別の引上げ額の説明を受けたいと思うのですが、可能ですか。

○議長（畑岡洋二君） 保険年金課長山口浩之君。

○保険年金課長（山口浩之君） 同じく県の広域連合の資料になりますけれども、年金収

入での試算になります。

年金収入で1人当たりの保険料153万円以下の収入の場合ですと、令和7年度と令和8年度は同額で、増減はございません。年金収入が200万円の場合ですと2,400円の増額、年金収入300万円の場合ですと2,500円の増額となる試算でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この所得階層別の人数から見ましても、新たな負担が発生するということが改めて分かった次第です。

それでは、小項目③、新規に導入される「子ども・子育て支援分」による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の市民の年間の負担増は幾らになりますか。

国民健康保険税年間の平均引上げ額と所得階層50万円、100万円の引上げ額、後期高齢者医療保険料年間の引上げ額の平均額と所得階層50万円、100万円の引上げ額が分かれば、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 新規導入の子ども・子育て支援分による国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の市民の年間の負担増についてでございますが、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の算出につきましては、本算定前の現時点では所得状況や家族構成など全体が把握できていないことから、市民の年間の負担額を算出することが困難なため、国から示された試算の資料にて御説明をさせていただきます。

国の資料によりますと、加入者1人当たりの平均年税額といたしましては、令和8年度の国民健康保険税の、いわゆる子ども分につきましては3,000円、後期高齢者医療保険料の子ども分につきましては2,400円と示されております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 国民健康保険税は1人当たり年額平均で、国の資料では令和8年度は約3,000円の値上げになる見込みだと。後期高齢者医療保険は広域連合の資料によると、年額平均で1人当たり2,446円の引上げ、45円でしたか。46円でいいですね、の引上げになる見込みだということですね。

それではそれを基に、小項目④に移っていきたいと思います。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料がこのような所得階層の低いところに大きくかぶさってきて、負担増がこれから起こってくるわけですね。これに関しては、繰り返しになりますが、国民健康保険税が年額で1人当たり約3,000円の値上げ、後期高齢者医療保険料は引上げ案が提出されていて1万円以上、1万181円の引上げになるということが明らかになった次第です。納付すべき税額、保険料額が引上げになり、市民の負担増になることが明らかになりました。中でも国民健康保険、後期高齢者医療保険料に共通した引上げ項目として、新規導入予定の子ども・子育て支援分による負担増は、国保世帯では年額平均が3,000円引上げになり、後期高齢者医療保険料は1人当たりの年額平均が2,446円新

たに増え、賦課されることになるわけですね。後期高齢者医療保険料の医療分の値上げ、年額7,735円と重なって、1万181円年額引上げになります。

社会保険料の大幅値下げ、あるいは無償化の声が国民の中に大きく広がっている中、低所得者の方が多い国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者では社会的弱者の割合が高くなっており、このようなところに、国が子ども・子育て支援という名目で国保税、国民健康保険料を値上げして国民から徴収するというのは、筋違いであると考えます。所得の低い階層の方から新たに付加、値上げされることに対して、どのように受け止めておりますか。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減の必要性とその方策について、どのように考えているか、見解を求めます。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減の必要性、それからその方策についてでございますが、国民健康保険制度につきましては平成30年度より茨城県が財政運営の責任主体となり、後期高齢者医療制度については平成20年度の当制度の施行時より都道府県単位として全市町村が加入する広域連合が運営主体となって、それぞれ運営に取り組んできているところでございます。

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減の必要性につきましては、低所得被保険者の構成割合が高いことから、負担軽減の配慮が必要であり、法定による必要な軽減措置が実施されるとともに、法定軽減に係る所得判定基準も見直され、毎年度拡充をされてきている状況でございます。また、市独自の軽減措置といたしまして、国民健康保険税につきましては、令和4年度より国の軽減制度の対象である未就学児を除いた18歳未満の子どもに係る均等割額の軽減を実施してきております。

一方で、被保険者数の状況や医療費の動向などを踏まえつつ、両医療保険制度の安定的な運営を継続していくための必要な財源確保も重要でありますので、今後も国や広域連合の運営方針に沿って、国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度の適切な運営を通じて、市民が安心して医療を受けられる機会の確保に努めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいま説明がありましたけれども、茨城県後期高齢者広域連合もそれなりの軽減措置を取っているということについては承知しております。今言われたように、医療給付費準備基金から50億円を活用して保険料負担軽減に充てたり、保険料医療分の均等割を最大7割軽減から7.2割軽減に拡大するなどの措置を取って、負担軽減に努めているということは承知しております。これについては十分受け止めております。

しかし、結果として平均1万円以上の値上げになるということについては、高齢者などに大きな負担を与えることになり、それについては反対です。準備基金のさらなる活用や県の財政安定化基金、上限50億円を超えて、51億円を保有しております。これらを活用す

ることを提起して、この前、共産党地方議員団が後期高齢者茨城県連合のほうに申入れをしてきたところでした。

笠間市も、国民健康保険税については子どもの均等割を半額にして、軽減に努めているということについては承知しております。そういうことをやってない自治体も、県内にはかなりありますからね。

しかし、現実には負担が市民に大きく関わってくるようなことになっているわけです。これは、一つは国の方針が間違っているからです。子ども・子育て支援分を国保や後期高齢者医療保険に付加するというのは大きな間違いであり、これを撤回するように、市のほうで国に求めていただきたいと思うのです。財源を弱者もたくさん含む市民に求めるということ自体が、国の方針が間違っていると考えているからです。

国の理不尽な値上げをやめ、財源は富裕層や莫大な内部留保を持ちながら、減税を受けている大企業、多額の防衛費を削減して得ることなどが考えられます。国にきちんと、そういうことはやめてほしいということをお願いしたい。それから、後期高齢者広域連合、県にも財政安定化基金等を活用して、軽減にさらに努めていただきたいということをお願いしたい。

同時に、値上げ分を市が負担して、国保、後期高齢者医療保険に充てることはできないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、子ども・子育て支援金制度につきましては、国のこども未来戦略「加速化プラン」に基づいて、全世代・全経済が主体となって支援金を拠出する制度でございます。

我が国の健康保険制度は、全ての国民が加入する国民皆保険制度を基本理念としており、全世代が加入している医療保険制度を活用しながら次世代を担う子どもや子育て世帯を応援していく、国全体の仕組みとなっております。

これらを踏まえ、保険者である笠間市としましては、御負担いただく被保険者に対し、制度の趣旨を丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。また、皆さんから拠出された支援金を財源とした、子育て世代の支援に係る各種施策等については、市として責任を持って今後もしっかりと取り組んでいくべきものと考えております。

後期高齢者の保険料額の算定及び賦課は広域連合が行っており、市独自の判断での保険料率等の改定を行うことはできませんけれども、私どもとしては、このように医療費の伸びや高齢化への対応を背景とした適時の見直しなどについては、制度の持続性を踏まえると必要性は高いものと考えております。

また、市の役割として一番重要なことは、これらの制度の妥当性というよりは、市民に最も近い窓口業務を担っているということ踏まえて、制度の目的、それから改正の内容について被保険者である市民にしっかりと説明をしていくことが重要であると認識をして

いるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 確かに今お話があったように、市民と直接向き合っている市町村の自治体が大変苦勞して職務に当たっているということは改めて分かった次第ですけれども、そもそも地方自治法では、国、県、それから地方自治体、地方自治体は国に従属するものではなくて、対等な立場にあるというのが地方自治法の基本的な理念でありますので、地方の意見をしっかり国に伝えていただきたい。そうしなければ、国の政策のいい方向での転換はなかなかできないわけですね。そういうことを求めております。

社会保険料の負担軽減、無償を求める声が高まっています。それに逆行する動きを止め、高い社会保険料をさらに値上げするのではなく、対象の値下げを図ることが可能ではないかと考えておりますので、どうぞ検討をされまして、よい方向を見いだしていただけるよう切にお願い申し上げまして、大項目3に移ってまいります。ありがとうございました。

大項目3、保育料の完全無償化について。

3歳未満の子ども、ゼロ歳から2歳児までの保育料が完全無償化になりました。昨年、第2子以降のゼロ歳児から2歳児未満の子どもの保育料が無償化になり、私の記憶では、多分56%近くの子どもの保育料が昨年無償になりました。今年、市の子育て支援政策は、さらに前進を遂げたと思います。

小項目①、保育料完全無償化と民間保育所運営事業、民間認定こども園運営事業の概要をお伺いいたします。簡潔にお願いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

保育料完全無償化と民間保育所運営事業、民間認定こども園運営事業の概要についてということでございますが、保育料の完全無償化につきましては、令和元年10月から国の施策により3歳児から5歳児の保育料が無償化され、ゼロ歳児から2歳児の保育料につきましては令和7年度より市独自に第2子以降の保育料の無償化とし、令和8年度からはさらに第1子からの保育料も含めて完全無償化とするものでございます。

また、民間保育所運営事業及び民間認定こども園運営事業は、公定価格に基づく施設型給付費を施設へ支弁する事業でございます。保育施設の運営費は市が支払う施設型の給付費と保護者が支払う保育料等によって賄われておりますが、保育料が無償化することにより市が保育料分を施設型給付費として支払うことになるため、令和8年度の予算には無償とする保育料が含まれております。

無償化の内訳といたしましては、民間保育所運営事業7億2,571万2,000円のうち、6,035万5,000円、民間認定こども園運営事業15億3,288万6,000円のうち、8,580万円が含まれているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、来年度新たに無償化の対象となるゼロ歳児から2歳児の第1子の人数というのは、およそ何人になるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 令和8年度に保育料無償化の対象となる子どものうち、第1子に当たる子どもの数は、299人を見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、来年度完全無償化の対象となるゼロ歳から2歳児の入所児童数の施設の種別内訳というのを示すことはできますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 施設種別の内訳でございますが、保育所が5施設233名、小規模保育事業所が3施設46名、認定こども園が9施設401名、計17施設で680名を見込んでいます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、この事業の目的とその効果について、要点だけで結構ですので、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 小項目②に移りますか。

○14番（石井 栄君） 小項目②です。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 事業の目的とその効果でございますが、保育料の完全無償化の事業といたしましては、子育て世帯の経済的負担を軽減することによりまして、安心して子どもを産み育てやすい環境を推進していくことと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 3歳未満の子どもの保育料ゼロに向けて、私どももこの4年間、質問、要望などを重ねてまいりましたが、2歳児までの保育料無償化が実現して、これは市のほうが市民の願いを受け止めた結果だと私どもは思っております。いろいろな課題があると思いますが、現在の到達点からさらに問題を解決して、安全安心な保育の実現のために力を尽くしていただくことを期待しております。

そのことをお話ししまして、大項目4、平和大使派遣事業についてに移ります。

小項目①、深く学ぶ機会である、事業内容の概要、どのような内容の事業なのか。

参加者の構成、日程、参加行事など、その内容について簡潔にお伺いいたしますので、教育長から答弁を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

昨日、田村幸子議員にお答えしたとおりでございますけれども、8月5日から7日の3日間、広島市に平和大使として生徒2名、引率2名を派遣する事業でございます。

内容としては、資料館の見学、それから被爆体験者の証言、そして現地の中高校生との交流、記念式典への参加、これになっております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 昨日の田村議員の発言が詳細にわたっておりまして、共感する部分がたくさんありました。

中学生2名を派遣するということですが、2名になったことと2名の選出についてどのようにされるのか、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 内容についても昨日田村幸子議員にお答えをしたのですが、友部第二中学校、友部中学校の生徒に関しましては、通常、筑波海軍航空隊の基地があった場所に戦争遺構に生活で触れているという観点から、まず大使として派遣するのであれば、私は向こうの中高校生と意見交換ができるような子どもたちを派遣したいと考えておりましたので、そういう面で、全部中学校6校ありますけれども、一番戦争遺構の中で生活をしている二つの中学校の生徒ということでございます。

また、選ぶ方法につきましては、各学校から希望者を募りまして、各学校の選定で選んでいただく、そういう形にしていきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、この事業はどのような期待、どのような目的を持った事業なのか。

私どもも10年来、平和大使派遣事業を行ってほしいとずっと要望し続けてきましたけれども、たしか10年目の今年、その事業が実現にこぎつけたということから、この時点で実現できた理由などについてもお願いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 小項目②番に移るのですか、それとも……。

○14番（石井 栄君） 小項目②に移ります。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 事業の目的についても昨日お答えをしているのでございますけれども、なぜこの時期にということですが、昨日も申し上げましたけれども、他市町村で行っている平和大使の事業については、私自身も平和大使として広島に参加しましたけれども、平和視察に終わっている状況です。

視察と大使の違いというのは、やはり子どもたちが自分たちの住んでいる地域のことも向こうに話をできる、そういう交流をしたいという考えがございました。今回、今年度、

広島市において第1回の全国平和学習の集いということで、現地の中学生、高校生と交流ができることになりました。そこに全国の中学生が集まって、1,000人程度の規模で交流を行っております。これは、やはり平和大使として派遣する意義があるというふうに考えて、今回平和大使として本市から2名を参加させることにしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今朝起きたら、日に日に世界が悪くなる、気のせいかな、そうじゃないなんていう声が聞こえてきました。そうかもしれないという思いもよぎる日々が続いております。攻撃にさらされるウクライナの人々、ガザ地区で命を失う幼い子どもたち、小学校が爆撃され100名を超える子どもたちが殺害されるなど、恐ろしい戦争が絶えません。第2次世界大戦の反省から、暴力戦争など力による解決ではなく対話と外交により戦乱を避けることの大切さがうたわれて、そしてできた国際連合、国連、そして日本国憲法の理想に命を吹き込むこと、これは大切なことだと思っております。

平和大使事業は私たちも実現を求めてきた事業で、市が独自に計画をしたものなことだと思っておりますけれども、感慨もひとしおです。戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、広げる貴重な機会です。

事前の準備、研修終了後の報告会、次年度には各小中学校からの児童生徒の参加により一回り大きくするなど、平和学習の充実が期待されていますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 今後の取組ということですが、今年度初めて行う平和大使事業ですので、今年度の検証を十分に進めながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 十分検討されて、いい準備、そしていい事業が展開され、来年にかけてさらに充実した平和学習の機会が持てるよう祈念をいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

諮問第1号 審査請求に関する諮問について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、諮問第1号 審査請求に関する諮問についてを議題といたします。

総務企画委員会の審査が終了しておりますので、これより総務企画委員会の委員長に審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において総務企画委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、3月2日に執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された諮問第1号審査請求に関する諮問について審査を行いました。

本案は、下水道使用料を請求した処分の取消しを求める審査請求について当該審査請求を棄却することについて、地方自治法の規定に基づき、諮問されたものです。

本件は、令和6年6月13日及び令和7年6月12日付でいずれも棄却すべきであると答申した内容と同様であり、これまでの答申を覆すまでの理由が認められないと意見がありました。

審査の結果、当委員会としては、審査長の見解どおり、本案審査請求を棄却すべきであると判断し、タブレット資料04議案審査結果表の2ページのとおり、答申することに決した次第であります。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で総務企画委員会の委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、答申書（案）のとおり、棄却すべきと答申することであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、19日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、この後、直ちに予算決算運営委員会が開催されますので、委員の方々はよろしく
お願いいたします。

午後零時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 飯 田 正 憲